

栄養教諭二種免許取得者養成における今後の展望

女子栄養大学短期大学部

こども食育学研究室 香川明夫

1 はじめに

本学で栄養教諭二種免許状の養成を開始したのが平成 18 年度（2006）である。諸般の事情により令和 5 年度（2023）をもってその養成を終えることとなった。教職課程の設置には多くの先生方のお力添えいただいたおかげで可能となった。免許状取得者も令和 5 年度に 298 名となった。その間、多くの教職員に教育・サポートをしていただいた。また、当然教員免許を取得するには栄養教諭教育実習があり、教育実習校で手厚いご指導をいただくことで履修者は多くの学び、感動、感謝を持つことができたことは特筆すべきことであり、改めてお礼を伝えたい。

そのような中、本稿では栄養教諭二種免許状取得者養成に的を絞って現状や課題を論考したい。

2 栄養士養成の現状

栄養教諭 2 種免許状取得の基礎資格は「栄養士」である。栄養士は厚生労働省が持つ国家資格で都道府県知事の免許となっている。この栄養士養成について現状をまとめる。

(1) 栄養士養成施設

栄養士は栄養士法によると「第一条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。」とされ、「第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。」ものである。2 年以上の就学によって取得される。養成施設の設置については「栄養士法第 2 条及び第 5 条の 3 第 4 号の規定による栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定等の事務は地方厚生（支）局長（学校教育法に基づく大学が設置する管理栄養士養成施設は、文部科学大臣及び地方厚生（支）局長）が行っていい」る^{1) 2)}。

栄養士資格は、昭和 20 年以降毎年 2 万人前後取得していて、累計約 115 万人（令和 3 年度まで）に達している。この栄養士資格が栄養教諭の基礎資格である。

しかし、ここ数年の栄養士資格取得者は入学者減の傾向があり、漸減している。すなわち、栄養教諭二種免許取得校の数も減少することになってきている。³⁾

(2) 栄養士養成校数の減少

栄養士養成校の入学者が減少することは養成校自体が減少していくこととなる。現在大学・短期大学・専門学校が全国で 131 校養成校として設置され、管理栄養士養成課程は 150 施設⁴⁾であり、元々栄養士養成から始まった経緯の中で現在は管理栄養士養成校が多くなっている。管理栄養士養成校は単位を取得することができれば卒業と同時に栄養士資格が栄養士養成校と同様に取得できる。栄養士養成校はここ数年、複数校募集停止^{5) 6)}をして

いる。栄養士資格取得者は栄養士養成施設だけではなく管理栄養士養成施設でも誕生しているので、栄養士資格取得者は全体的には減少していないように見える。

栄養士養成校の募集状況は年を追うごとに厳しい状況がみられることから、今後栄養教諭二種免許状取得者数も減少することが予測される。

3 栄養教諭養成の課題

栄養教諭二種免許状取得者を養成し、進路を選択する場面では短期大学や専門学校などと短期間で養成することが従来の形であった。もちろん4年制大学において栄養士取得ができる過程においては教職課程においても比較的に要請に関わる時間はとることが可能である。11大学がその過程を有している。短期大学では43課程合計54課程が該当する。

現在年度当初人事として教員採用試験を実施している自治体（道府県+政令指定都市）は44団体。⁷⁾ 2024（令和6）には新たに栄養教諭の教員採用候補者選考試験を実施する自治体がある。⁸⁾

課程認定については専門科目の専任教員の配置が求められている。栄養士としての資格に教員としての資格を加えることが栄養教諭養成として必要な点から妥当な判断と考えられる。⁹⁾

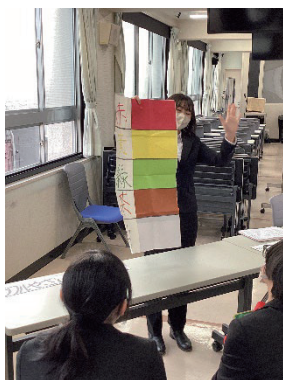
課程の内容について、「栄養に係る教育に関する科目」（2単位）「教職に関する科目」（6単位）栄養教育実習（各1単位以上）が履修できるようにしている。この中で特に「教育実習」について1単位以上ということになっていて、運用上1週間の教育実習期間となる。

当然、事前指導や事後指導が必要ではあるが、教育実習校では「短い」「せめて2週間」などのお話をいただくことが多かった。教育実習は養成機関での学びとは違う能動的な学びを獲得する場面として大切な時間である。

その成果を報告する「栄養教諭教育実習報告会」を本学では毎年開催し、後輩の学生たちに伝えてきた。限られた時間の中で準備を整え、協力する姿はしっかりと教育実習で学んできた姿勢が表れている。当初、一人ひとりがスライド等の資料を作成し、個人発表の形式で行ってきた。実施後アンケート調査を行うと特にこれから教育実習に参加する履修者はより聞きたいことがあることがわかった。そこで報告会の形式を模擬授業（研究授業・給食の時間の再現）といわゆる「屋台方式」（一人ひとりがブースを持ち、聞く側が移動しながら直接会話を通じて情報共有を行うもの）に変更し、各自の詳細な報告を「近い距離」で行うこととした。

この変更によって次年度実習に行くことになる履修者は個別の準備や教育実習のあらましを対話形式で確認することができるようになった。特に遠隔地から本学に入学した学生は実習の準備や実習中の居住地など具体的に相談する場面が見られた。また、模擬授業などの会場を小中学校の教室に飾り付けるなどの作業も学んだ。実際にそういった教材作成を経て、技術や教育に対する情熱などを身につける、育てることにつながっている。

小中学校の現場では、ギガスクール構想¹⁰⁾（文部科学省の施策で子どもたちに向けて、1人1台の端末をはじめICT環境の整備を行った制度。）の取り組みにより、これから現場に立つ人材としてよりこれらのスキルが求められるという判断の元、それまで紙に印刷し製本していた「教育実習報告書」をデジタルデータで共有する及びCDなどの媒体



に書き込み配布する方法に変えた。これにより、報告会間近まで資料の推敲や加筆、修正が可能となり時間的な余裕が生まれた。これには参加者側にもICTのスキルやハード面での協力が必要となる。参加者の多くはタブレットまたはスマートフォンを利用し参加した。また情報セキュリティの重要性も同時に学ぶことができ、オンラインで共有した資料については期間を区切って閲覧することとした。

これらの取り組みによる養成は、確実に現場に反映できる能力育成と考える。



4 栄養教諭の活躍

栄養教諭の活躍の場面として日々の学校給食運営を支える「学校給食甲子園」¹¹⁾がある。学校給食を生きた教材として取り扱うことを主眼として、食育の場面を公開することとしている。この場に登場する人材の多くは学校栄養職員ではなく「栄養教諭」である。学校教育法に示す通り栄養教諭の役割は「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」ことであるから（学校教育法第37条13項）¹²⁾積極的にこのような給食時間の指導にも関わることが望まれている。児童生徒に食に関する興味関心を高め、まず給食を残さず食べることや食文化や栄養素、心や体へのかかわりなどを学ぶことができる。これは国が示す食育の推進に大きく貢献している。

また学校運営・学校経営に関しても栄養教諭の資格を有して管理職となり学校全体のカリキュラムマネジメントを行ったり、学校の組織づくりなどを行ったりすることができる。ただし学校教育法施行規則¹³⁾により「校長」は「教諭の専修免許状又は一種免許状」を有していることが資格であるので、本論で述べている「栄養教諭二種免許状」取得のままではその職に就くことはできない。現在の資格から上位の免許になることが必要である。そういった中、実際に管理職として学校経営を担う人材も誕生し、食を中心とした学校づくりを今後も期待したい。

5 今後の展望

先ほども述べた通り栄養教諭二種免許状だけでは業務の高度化と管理職への道に対応しきれない。その制度の中では仕事をしながら学ぶことが求められる。栄養教諭自身の挑戦でもあるが、制度としてしっかりと作り上げることも必要である。長期研修・大学院研修など様々な方策を講じていくことができるようにしなければならない。

しかし現在は学校栄養職員や栄養教諭そのものが不足している地域もある。少子高齢化が進む日本社会において、栄養士や管理栄養士の資格を取ると同時に教育現場で児童生徒

にかかわりたいという思いを持った人材をいかに増やすかが大きな課題であり、そのような人材を育てるような栄養教諭が数多くなることが望まれる。現在、全国に6,843名の栄養教諭が全力で給食の管理と食に関する指導を展開している。学校給食を生きた教材として、地域の食育の核として、またコーディネーターとして取り組んでいる。その姿から栄養教諭のすばらしさを児童生徒に理解してもらい、一人でも多くの希望者を養成することが我が国における食育推進の大きな原動力となる。

6 おわりに

教員養成は栄養教諭のみに関らず、これからの社会づくりをどのようにすすめるかが大きくかかわっている。現在は小中学校等の教員になろうという人材が減少している。また、自治体の多くでいわゆる「教員採用試験」の倍率が低いところにとどまっている。本来魅力ある仕事である「教職」を一人でも多くの人材にかかわってほしい。また、食についてより楽しく、おいしく、主体的対話的深い学びの実現¹⁴⁾につながる学びの保証をすることからも栄養教諭の重要性は高い。夢と希望をもって子どもとともに進む教員養成をこれからも様々なアプローチを工夫して取り組んでいくことが求められている。

引用参考文献

- 1) 厚生労働省関東信越厚生局. 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設に係る指定申請等について.
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_yosei/yoseishisetu.html> [accessed 2024.2.6]
- 2) 厚生労働省. 栄養士免許交付数の推移.
<<https://www.mhlw.go.jp/content/001075978.pdf>> [accessed 2024.2.6]
- 3) 文部科学省. 令和5年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学.
<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1286948.htm> ; 2023 [accessed 2026.2.6]
- 4) 一般社団法人全国栄養士養成施設協会. 学校案内.
<<https://www.eiyo.or.jp/school/index.php/home?>> [accessed 2024.2.6]
- 5) 奈良佐保短期大学. 2025(令和7)年度以降の学生募集停止について.
<<https://www.narasaho-c.ac.jp/news/pfkr1f0000006q5w.html>> [accessed 2024.2.6]
- 6) 美作大学短期大学部. 美作大学短期大学部の学生募集停止について(2025年度以降). <<https://mimasaka.jp/news/info/art22377/>> [accessed 2024.2.6]
- 7) 教採ギルド. 【都道府県別】2024年度栄養教諭(教員採用試験)の倍率一覧.
<<https://kyosai-guild.com/bairitsu-eiyokyoyu/>> [accessed 2024.2.6]
- 8) 和歌山県教育委員会. 令和7年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験.
<<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500300/saiyou/top.html>> [accessed 2024.2.6]
- 9) 文部科学省. 課程認定制度について.

- 〈https://www.mext.go.jp/content/1413324_004_1.pdf〉 [accessed 2024.2.6]
- 10) 文部科学省. GIGA スクール構想とは？.
〈https://www.mext.go.jp/kids/find/kyoiku/mext_0007.html〉 [accessed 2024.2.6]
- 11) NPO 法人 21 世紀構想研究会. 2023 年 第 18 回大会 決勝結果報告食育授業コンテスト
審査結果. 〈https://kyusyoku-kosien.net/2023final_result/〉 [accessed 2024.2.6]
- 12) 文部科学省. 学校教育法.
〈<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>〉 ; 1947 [accessed 2024.2.6]
- 13) 文部科学省. 学校教育法施行規則第 20 条.
〈<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>〉 ; 1947 [accessed 2024.2.6]
- 14) 文部科学省. 主体的・対話的で深い学びの実現.
〈https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/a_fieldfile/2017/10/24/1397727_001.pdf〉 [accessed 2024.2.6]